

住民税のしくみが変わります。 対象となる方は、申告をお忘れなく!!

税務課 内線261～263

… 市町村への申告により、住民税が減額される場合があります …

減額の内容(平成20年度から実施される主な税制改正の内容)

住宅ローン控除について

税源移譲により所得税が減ったことによって、住宅ローン控除を受けることのできる金額が減る場合は、この所得税の住宅ローン控除額の減少分について、翌年度の住民税から差し引く措置がとられます。ただし、期限内に住宅借入金等特別控除申告書の提出が必要となりますのでご注意ください。

【対象者】平成11年から平成18年末までに入居された方

【対象年度】平成20年度分から平成28年度分まで

【申告方法】その年の3月17日までに、町へ前述の申告書の提出が必要です。

(確定申告書を提出される方は、税務署を通して申告をします)

所得変動があった方についての 経過措置

税源移譲により平成19年度分の住民税(平成18年中の所得で計算)が増えた方は、平成19年分の所得税が減ることで、「住民税+所得税」の負担が増えないよう調整されます。しかし、所得が減って、平成19年分の所得税がかからなくなった方については、調整すべき金額を所得税から差し引くことができません。このような場合に、申告により、平成19年度分の住民税を、税源移譲前の税率で計算した税額に減額して、負担が増えないようにする措置が設けられています。

【対象者】住民税と所得税の人的控除額(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる方に限られます。

したがって、寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置

は適用されません。

平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。

【対象年度】平成19年度分のみ

【申告方法】平成20年7月1日から平成20年7月31日までに、平成19年1月1日現在にお住まいの市区町村へ減額申告書の提出が必要です。

損害保険料控除の廃止 (地震保険料控除の創設)

損害保険料控除が平成19年度で廃止され、平成20年度から地震保険料控除が創設されます。

【控除額】地震保険料契約の支払保険料の2分の1
(限度額2万5千円)

経過措置として、平成18年末までに結んだ長期損害保険契約に係る支払保険料は、従来のとおり損害保険料控除が適用されます。ただし、経過措置に係る損害保険料控除と地震保険料控除の両方を適用する場合は、両方合わせて2万5千円が限度となります。

総務省のホームページをご参考ください

<http://www.soumu.go.jp/>

